

第1章

相続とは？

1 相続法の特徴

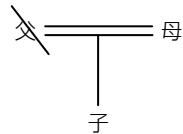
相続法の特徴的なのは、民法の他の規定と比べて、**非常に詳細に**規定されていることです。たとえば、父が死亡した場合に、相続人が母親・長男・次男だったときの法定相続分は、母親は2/4・長男は1/4・次男は1/4と“数字で”割合が決まっています。民法の他の規定では、ないことです。たとえば、「損害賠償を請求できる」という規定はありますが（民法415条。P16）、「具体的にいくら請求できる」とか「損害の何割を請求できる」とかいう規定はありません。

非常に詳細に規定されているのは、相続が泥沼化し醜い争いになることが多いからです。たとえば、兄弟同士で相続分を争う裁判がされると、「オレは、お前のお下りの服しか着れなかった」とか、法律と関係のない感情論が飛びかい収拾がつかなくなります。そこで、**あらかじめ法律で詳細に規定し、関係者の争いの余地、裁判所の裁量の余地を少なくしている（できる限り画一的にしている）**のです。

2 相続の開始

相続は、死亡によって開始します（民法882条）。この「死亡」には、失踪宣告により死亡したものとみなされる場合も含まれます（民法31条）。

父・母・子の家庭があったとして、父が死亡する以前には、母と子は父を相続すべき期待権を有しているので、父が死亡する以前は、母と子のことを「推定相続人」といいます。父が死亡すると、その瞬間に相続が開始します。この場合の父を「被相続人」、母と子を「相続人」といいます。また、死亡した時の父の財産のうち相続人に承継される財産を「相続財産」といいます。



相続においては、誰が相続人となるかを確定することが最も重要です。

相続人を決める基本的な考え方を①と②でみて、具体的に誰が相続人となるかを③～⑤でみていきます。

1 同時存在の原則

同時存在の原則：被相続人が死亡した時に、相続人は生存していなければならないという原則

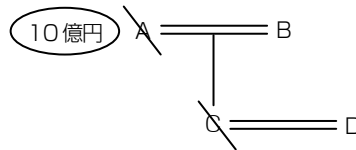
被相続人より前に死亡した者は、それがたとえ1日前であったとしても、相続人となることはできません。「相続したければ、1日でも長く生きる！」、これを肝に銘じてください。

死亡した者は権利能力がなくなりますので、権利義務を有することができません。死亡した者が所有権などを有することはできないのです。よって、被相続人が死亡すると、その瞬間に、被相続人の権利義務が相続人に移転します。相続人は権利義務を受け取ることができる、つまり、権利能力を有していないといけないので、相続人は被相続人の死亡時に生きている必要があります。

2 同時死亡の推定

Case

10億円の預金を持つAとその息子Cが、同一の交通事故で死亡したが、その死亡の先後が明らかでなかった。Aには妻B、Cには妻Dがいた。Aの10億円は、誰が相続するか？



民法 32 条の2（同時死亡の推定）

数人の者が死亡した場合において、そのうちの1人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推定する。

同時死亡の推定：数人の者が死亡した場合において、その死亡の先後が明らかでないときに同時に死亡したものと推定する制度

3 相続人の順位

相続人には、順位があります。

常に相続人となる者

配偶者は、常に相続人になります（民法 890 条）。以下の第 1 順位、第 2 順位、第 3 順位のいずれの者とでも、共同相続人となります。

「配偶者」とは、被相続人の死亡時点で配偶者である必要があります。被相続人の死亡時点で離婚している者、未婚の者は、相続人とはなりません。相続したければ、離婚せずにガマンしましょう。未婚なら早く籍を入れましょう。

第 1 順位の相続人

子（およびその代襲相続人）が第 1 順位です（民法 887 条 1 項、2 項本文）。第 1 順位ですので、常に相続人になります。「では、配偶者と同じなのでは？」と思われたかもしれませんが、子（およびその代襲相続人）がいると、以下の、第 2 順位の相続人、第 3 順位の相続人が相続人となれないという意味で配偶者と異なります。

第 2 順位の相続人

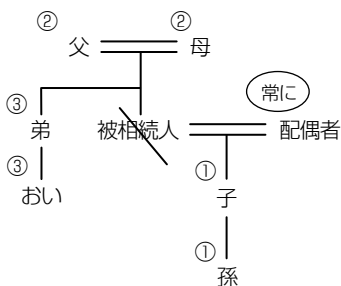
直系尊属が第 2 順位です（民法 889 条 1 項 1 号）。第 1 順位の相続人がいない場合に、相続人になります。配偶者はいてもいなくても相続人になります。

第 3 順位の相続人

兄弟姉妹（およびその代襲相続人）が第 3 順位です（民法 889 条 1 項 2 号、2 項、887 条 2 項）。第 1 順位の相続人および第 2 順位の相続人がいない場合に、相続人になります。配偶者はいてもいなくても相続人になります。

以上をまとめると、相続人のパターンは以下の 7 パターンがあり得ます。

*①②③は、相続人の順位です。



(パターン 1) 配偶者のみ

(パターン 2) ①のみ

(パターン 3) ②のみ

(パターン 4) ③のみ

(パターン 5) 配偶者+①

(パターン 6) 配偶者+② (①がいない)

(パターン 7) 配偶者+③ (①②がいない)

※「①+②」「②+③」「①+③」はなし

Realistic rule

姻族が相続人となることはありません。養子縁組によって生じた法定血族関係を除き、血のつながりががない場合に相続人となることはありません。

ex. 姑^{しゅうとめ}が死亡して、嫁が姑を相続することはありません。相続財産を承継させたければ、遺言で遺贈するべきです。

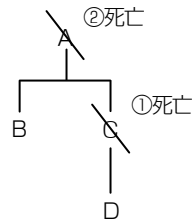
4 代襲相続

1. 意義・趣旨

たとえば、Aに子B C、Cに子Dがいたとします。Aが死亡したとき、Aより前にCが死亡していた場合は、Dは、Aの相続人となれるでしょうか。

この例において、CはAより先に死亡していますので、上記①の同時存在を充たさず、Cは相続人となれません。では、Aの相続人はBだけになるかということですが、実はD（Aの孫）がCを代襲してCに代わってAを相続できます。よって、この場合、Aの相続人は「BおよびD」となります。このDのように、1つ上の代に代わって相続することを「代襲相続」といいます。

CがAの死亡時に生きていれば、CがAを相続し、その後、DがCを相続できました。Cが先に死亡したためにDにまったく相続財産がこないことになると、CがAの死亡時に生きていた場合に比べてあまりに不公平であるため、代襲相続が認められました。



2. 要件

(1) 被代襲者（上記1.の例でいうとC）についての要件

(a) 被代襲者（代襲される者）となる者

被代襲者（代襲される者）となるのは、以下の①または②の者です。

①被相続人の子（民法 887 条 2 項本文）

ex. 上記1.の例でいうとCは被代襲者となります。上記1.で説明したとおり、CがAより先に死亡している場合は、DがCを代襲してAを相続します。

第2節 相続分

1 相続分の決まり方

第2章で誰が相続人になるかをみました。相続人が決まると、次は、相続人が複数いる場合、各相続人の相続分が問題となります。相続分は、まず、被相続人の意思によって決まります（下記²の指定相続分）。被相続人の指定がない場合には、民法の規定によって決まります（下記³の法定相続分）。ただし、生前の事情によって相続分が修正されることがあります（下記⁴の相続分の修正）。

なお、相続分を譲渡するということも可能です（下記⁵の相続分の譲渡）。

相続財産の行方を考える視点

（原則）**被相続人の意思**を第一に考えます。

（例外）遺留分など、**被相続人の意思を貫けない場合**もあります。

2 指定相続分

1. 意義

被相続人は、遺言によって相続分を決められます（民法902条1項本文）。

ex. 被相続人の長男と次男が相続人である場合、法定相続分は「 $1/2 \cdot 1/2$ 」ですが、被相続人は遺言で「長男 $2/3$ ・次男 $1/3$ 」などと決められます。次男の相続分は法定相続分 $1/2$ より少ないですが、このような指定がされると、次男は $1/3$ を超えて相続することはできません。長男のほうが世話をしてくれた場合などには、このように相続分に差を設けることがあります。

また、遺言で、相続分を定めることを第三者に委託することもできます（民法902条1項本文）。たとえば、元気なうちに遺言を書く場合に、「介護してくれた子の相続分を多くしたい」と思ったとします。遺言を書く時点では、どの子が一番介護をしてくれるかわからないので、弁護士や司法書士に「介護してくれた子の相続分を多くしてくれ」と委託して、弁護士や司法書士に任せることがあります。

※遺留分を侵害する指定があった場合の指定の効力

遺留分を侵害する指定も無効ではありません（P521～522の「遺留分減殺がされた場合の財産の流れ」）。遺留分権利者が、遺留分減殺請求をできるにとどまります。遺留分減殺請求がされなければ、相続分はそのままです。

2. 効果

相続分が指定されると、遺留分を侵害していない限り（民法 902 条 1 項ただし書）、その相続人の相続分は指定された相続分で決まってしまう。

ex. 被相続人の長男、次男、三男が相続人である場合に、「長男の相続分は $\frac{1}{4}$ 」と指定されたとします。このように、一部の相続人の相続分だけ決めることもできます（民法 902 条 2 項）。この場合に、次男が相続放棄をしても、長男の相続分は $\frac{1}{4}$ のままです。相続分が指定されていない三男の相続分が $\frac{3}{4}$ に増えるだけです。

1
P505

3 法定相続分

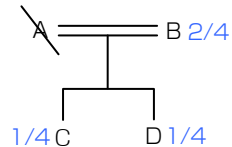
上記 2 の相続分の指定がない場合は、民法の規定によって決まります（民法 900 条、901 条）。民法に規定されている相続分は、以下のとおりです。

1. 配偶者と子が相続人である場合

相続分は、「配偶者 $\frac{2}{4}$ の $\frac{1}{4}$ 、子 $\frac{2}{4}$ の $\frac{1}{4}$ 」です（民法 900 条 1 号）。

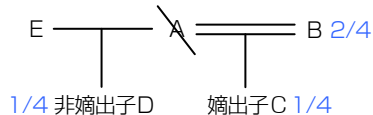
子が数人いる場合は、子の相続分 $\frac{2}{4}$ の $\frac{1}{4}$ を子全員で均等に分けます（民法 900 条 4 号本文）。

ex. A に、配偶者 B、子 C D がいたとします。A が死亡した場合、B の相続分は $\frac{2}{4}$ 、C の相続分は $\frac{1}{4}$ 、D の相続分は $\frac{1}{4}$ です。子の相続分 $\frac{2}{4}$ の $\frac{1}{4}$ を C と D で分けるのです。



なお、平成 25 年に民法が改正され、非嫡出子の相続分も嫡出子の相続分と同等となりました。非嫡出子であることは、非嫡出子自身にはどうしようもない（子が悪いわけではない）ことなどが理由です。

ex. A に、配偶者 B、B との間に生まれた嫡出子 C、愛人 E との間に生まれた非嫡出子 D がいたとします。A が死亡した場合、B の相続分は $\frac{2}{4}$ 、C の相続分は $\frac{1}{4}$ 、D の相続分は $\frac{1}{4}$ です。なお、E は相続人にはなりません。E は A の配偶者ではないからです（P443）。



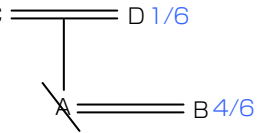
2. 配偶者と直系尊属が相続人である場合

相続分は、「配偶者 $\frac{3}{4}$ の $\frac{2}{4}$ 、直系尊属 $\frac{3}{4}$ の $\frac{1}{4}$ 」です（民法 900 条 2 号）。

直系尊属が数人いる場合は、直系尊属の相続分3分の1を直系尊属全員で均等に分けます（民法900条4号本文）。

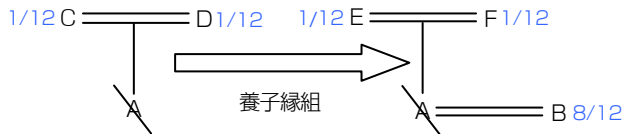
ex. Aに、配偶者B、父C、母Dがいたとします。 $\frac{1}{6}C \equiv \frac{1}{6}D$

Aが死亡した場合、Bの相続分は $\frac{4}{6}$ 、Cの相続分は $\frac{1}{6}$ 、Dの相続分は $\frac{1}{6}$ です。直系尊属の相続分3分の1をCとDで分けるのです。



なお、養父母がいる場合、実父母・養父母は区別なく、直系尊属として均等の相続分となります（民法900条4号本文）。

ex. Aに、配偶者B、実親CD、養親EFがいたとします。Aが死亡した場合、Bの相続分は $\frac{8}{12}$ 、Cの



相続分は $\frac{1}{12}$ 、Dの相続分は $\frac{1}{12}$ 、Eの相続分は $\frac{1}{12}$ 、Fの相続分は $\frac{1}{12}$ です。直系尊属の相続分3分の1をC、D、E、Fで分けるのです。

相続分の計算方法

相続分は、以下の手順で考えると間違いが少なくなります。

① 相続分の少ないほうから相続分を出す

上記ex.だと、直系尊属の相続分のほうが配偶者よりも少ないので、「C：1」「D：1」「E：1」「F：1」とします。

「配偶者3分の2、直系尊属3分の1」ですので、配偶者の相続分は直系尊属の相続分の2倍となります。よって、直系尊属の相続分「4」の2倍である「8」がBの相続分となります。

② 上記①の数字を合計し分母を出す

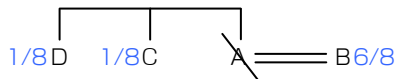
「C：1」「D：1」「E：1」「F：1」「B：8」を合計すると、「12」です。

3. 配偶者と兄弟姉妹が相続人である場合

相続分は、「配偶者4分の3、兄弟姉妹4分の1」です（民法900条3号）。

兄弟姉妹が数人いる場合は、兄弟姉妹の相続分4分の1を兄弟姉妹全員で分けます。分け方は、均等に分けるのが原則です（民法900条4号本文）。

ex. Aに、配偶者B、弟C、妹Dがいたとします。Aが死亡した場合、Bの相続分は $\frac{6}{8}$ 、Cの相続分は $\frac{1}{8}$ 、Dの相続分は $\frac{1}{8}$



ex. 上記 Case において仮に、Aが相続財産のうちの 4500 万円をDに遺贈していた場合、Cの寄与分は500万円を超えて認めることはできません。

被相続人の意思を優先するため、遺贈のほうが優先されるということです。

(3) 寄与分の評価の方法

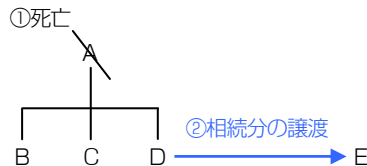
寄与とは労務の提供や療養看護などですから、それをいくらと評価するかは難しいところです。まずは、相続人間の協議で寄与分を決定します。

その協議が調わないとき、または、協議できないときは、寄与分を有する者が家庭裁判所に請求すると、家庭裁判所が決めてくれます（民法 904 条の2 第2項）。

5 相続分の譲渡

Case

Aには、子BCDがいる。Aが死亡した後、DがAの財産についての自分の相続分を相続人ではないEに譲渡した。この場合、BおよびCは、Eと遺産分割協議をしなければならないか？



1. 意義

相続人は、相続分を譲渡するということができます（民法 905 条参照）。譲渡の方法は、有償（売買）でも無償（贈与）でも構いません。

譲渡の相手は、上記 Case のように第三者（上記 Case だと E）であっても、他の相続人（上記 Case だと B、C）であっても構いません。

具体レベルではなく抽象レベル

相続分の譲渡とは、具体的に「預金の3分の1を譲渡する」「不動産の持分3分の1を譲渡する」ということではありません。「相続人Cは預金、相続人Dは不動産」などと具体的な相続財産の帰属が決まっていない段階での「**3分の1の相続財産を承継する**」という**相続人の地位自体を譲渡することです**。具体的な相続財産のレベルのハナシではなく、より抽象的な相続人の地位のレベルのハナシなのです。

相続人の地位の譲渡ですから、相続分の譲渡を受けた者は、相続人と同じ地位に立ちます。よって、遺産分割手続にも参加します。これは、上記 Case のように相

続人ではない第三者に譲渡した場合も同様です。上記 Case のBおよびCは、Eと遺産分割協議をすることになります。

2. 趣旨

被相続人の死亡から遺産分割がなされるまでには、かなりの時間を要するのが通常です。30年くらい放っておく家さえあります……。そこで、遺産分割までに相続財産を換価したい相続人もいるだろうということで置かれたのが、この「相続分の譲渡」という規定です。他には、たとえば、3兄弟が相続人となった場合に、長男と次男がモメているときに、面倒になった三男が、長男か次男に相続分を譲渡してしまい「後はお兄ちゃんたちが勝手にやってね」などとすることもあります。

3. 相続分取戻権

(1) 意義・趣旨

上記1.のとおり、上記 Case の場合は、BCとEで遺産分割協議をすることになります。このとき、BCのことを考えてください。第三者が入ってくると、色々とトラブルが生じやすいです（まあ相続人だけでもトラブルは多いですが……）。そこで、他の相続人BCには、Eが譲り受けた相続分を買い戻す権利が認められています（民法905条）。これが、「相続分取戻権」です。

(2) 要件

①相続人以外の第三者への譲渡である（民法905条1項）

上記（1）のとおり、「第三者が入ると、色々とトラブルが生じやすい」という趣旨ですから、相続人（上記 Case だとB、C）に譲渡された場合には、このような問題は生じません。よって、相続人に譲渡された場合には、取戻しはできません。

②第三者への譲渡時から1か月以内に取戻権を行使する（民法905条2項）

よって、上記 Case において、BCは、EがDから相続分を譲り受けてから1か月経過していなければ、Eから相続分を買い戻すことができます。

※特定の不動産の持分を譲り受けた者に対する相続分取戻権の行使の可否

相続人の1人が、相続財産中の特定不動産について、その相続人が相続した持分権を第三者に譲り渡した場合、他の相続人は取戻権を行使することはできません（最判昭53.7.13）。

たしかに、第三者に譲渡していますが、「特定の不動産の持分」という具体的な財

産（具体レベル）を譲渡していますので、これは相続分の譲渡ではありません。相続分の譲渡は、「相続人の地位」という抽象レベルのハナシです（上記の「具体レベルではなく抽象レベル」）。

- ①特定の相続財産を（上記 Case だと甲建物を）
- ②特定の相続人に（上記 Case だと B に）
- ③相続させる旨（上記 Case の遺言に「相続させる」と記載）

この3つの要件を充たすほど遺言に明確に書いていれば、その特定の相続財産を特定の相続人に承継させたいことが明らかですので、遺産分割の影響を受けないのです。

（2）協議分割

民法 907 条（遺産の分割の協議又は審判等）

- 1 共同相続人は、次条の規定により被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の分割をすることができる。

協議分割：相続人全員の協議によって行う遺産分割
これが世間の人々がイメージする遺産分割でしょう。

（a）分割協議の当事者

相続人全員で協議する必要があります。一部の相続人を除いてされた協議は無効です。

i 相続人以外の者で分割協議の当事者となる者

包括受遺者（民法 990 条）や相続分の譲受人も、分割協議の当事者となります。包括受遺者は相続人と同一の権利義務を有するから（民法 990 条。P503（a））、相続分の譲受人は相続人の地位を譲渡されているからです（P466～467 の 1.）。

※相続人から特定不動産の持分を譲り受けた第三者

たとえば、相続人の 1 人から相続財産である不動産の持分 3 分の 1 を譲り受けた第三者は、他の相続人とその不動産を共有することになりますが、分割協議の当事者とはなりません。よって、この共有関係を裁判手続で解消したいのであれば、遺産分割審判ではなく、民法 258 条による共有物分割訴訟をすべきことになります（最判昭 50.11.7）。

上記の相続分の譲渡と違い、分割協議の当事者とならないのは、P466 の説明方法で説明すると、抽象レベルではなく具体レベルのハナシだからです。「相続分」「持分」と言葉が似ているので混同しがちですが、「相続分 3 分の 1」（相続財産全体に

対する割合)は抽象レベルのハナシで、「不動産の持分3分の1」(特定の不動産に対する持分割合)は具体レベルのハナシなのです。

ii 非嫡出子

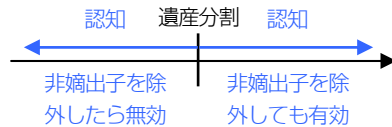
母と非嫡出子の親子関係は認知なく生じますので (P389), 非嫡出子は母のことを問題なく相続でき、非嫡出子は母の相続について、分割協議の当事者にもなります。

それに対して、父と非嫡出子の法律上の親子関係を生じさせるには、認知が必要です (P388 (1))。認知があれば、非嫡出子も父を相続できます。

ですが、この認知の時期が問題となります。父の生前に認知されていれば問題なく分割協議の当事者となりますが、父の死後に認知された場合はどうでしょうか。認知の訴えは、父の死亡後3年間は提起できますので (P393 (b)), 死後に認知されることもあります。死後認知の場合、遺産分割との先後で決めます(民法 910 条)。

遺産分割の時にすでに認知されている非嫡出子がいる場合には、その非嫡出子を除外してされた遺産分割協議は無効です。認知されたことは、父の戸籍にも記載されるので、他の相続人にもわかります。

それに対して、遺産分割の後に認知された非嫡出子がいる場合には、非嫡出子が参加しなかったことを理由に分割協議が無効となることはありません。非嫡出子は、価額のみによる支払を請求できるととどまります。認知の効果は非嫡出子の出生時にさかのぼるので、非嫡出子を除外して分割協議を行ったことになり、本来は無効なはずですが、しかし、分割協議時点では認知されていないのですから、戸籍にも記載されておらず、他の相続人にはわかりません。



(b) 分割協議の解除

分割協議も、財産法の契約のように解除することができるでしょうか。

i 法定解除 (債務不履行解除)

たとえば、父が死亡し、母、長男、次男が相続人である場合において、「老いた母の世話を長男がする代わりに、長男が多めに相続する」という分割協議をすることがあります。この場合に、長男がまともに母の世話をしなかったときでも、次男が一方的に債務不履行を理由に遺産分割を解除することはできません (最判平元2.9)。

不公平な面もありますが、解除を認めると、再度、母、長男、次男が集まらない